

会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人刈谷法人会（以下「本会」という）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 本会の会費年額は、「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の自由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 か月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引き落としにより納入する。
- 3 前項の自動引き落としを希望しない場合は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用して振り込む
- (2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第 5 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。

- (1) 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の入会は規定額の全額
- (2) 7 月 1 日から 9 月 30 日の間の入会は規定額の 4 分の 3
- (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日の間の入会は規定額の 4 分の 2
- (4) 1 月 1 日から 3 月 31 日の間の入会は会費を徴収しない

- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第 6 条 会員が定款第 10 条第 1 項第 1 号に該当すると判断した場合は、1 か月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表

定款第7条に定める会費

資本金等	会費 (年額：円)
100万円未満	2,000
100万円以上 500万円未満	3,000
500万円以上 1000万円未満	4,000
1000万円以上 3000万円未満	5,000
3000万円以上 5000万円未満	6,000
5000万円以上 1億円未満	7,000
1億円以上 3億円未満	10,000
3億円以上 5億円未満	12,000
5億円以上 10億円未満	24,000
10億円以上	50,000
支店・工場・出張所	5,000